

倭姫宮御杖代奉賛会

入会のご案内

本会は、倭姫命のご神威を仰ぎ、
ご神徳を崇び、報恩感謝の誠を
捧げることを目的としています。



倭姫宮御杖代奉賛会

倭姫命の功績

倭姫命は、第十一代垂仁天皇の皇女です。
第十代崇神天皇の皇女豊鍬入姫命の後を継ぎ、
御杖代（みつえしろ）として天照大神に奉仕され、
天照大神をお祀りするのに最もふさわしい地を求め、
伊賀、近江、美濃などの諸国を経て、伊勢の国に入られ、
ご神託によって、皇大神宮を今の地にご創設されました。
また、倭姫命は皇大神宮ご鎮座の後、
神嘗祭をはじめとする年中の祭りを定め、
神田並びに各種のご料品を奉る神領を選定し、

禰宜、大物忌以下の奉仕者の職掌を定め、
斎戒や祓の法を示し、神宮所管の宮社を定められるなど、
神宮の祭祀と運営の基礎を確立されました。

倭姫宮ご鎮座の経緯

大正の初年から神宮司庁と伊勢市民（当時は宇治山田市
昭和三十年一月伊勢市に改称）の総意をもって、
倭姫命を祀るお宮の創立を請願致しましたところ、
大正十年一月四日、皇大神宮別宮として倭姫宮の創立許可がなされ、
同十二年十一月五日に御鎮座祭が執り行われました。



元伊勢伝説（御巡幸の足跡）

倭姫命は、大神の鎮座地、を求めて、笠縫邑を出発し、宇陀から近江・美濃を経て伊勢に到着されたと伝えられており、この巡路については、延暦の『皇大神宮儀式帳』に詳しく記されています。

※（）内、現在の推定地

1. 大和国 美和・御諸の宮（出発地：奈良県桜井市三輪町、三輪山あたり）
2. 大和国 宇太・阿貴の宮（奈良県宇陀郡宇陀町迫間、阿紀神社か）
3. 大和国 宇太・佐々波多の宮（奈良県宇陀郡榛原町山辺、篠畑神社か）
4. 伊賀国 穴穂の宮（三重県上野市上神戸、神戸神社か）
5. 伊賀国 阿閉拓植の宮（三重県阿山郡拓植町上拓植古宮、都美恵神社あたりか）
6. 淡海国 坂田の宮（滋賀県坂田郡近江町、坂田宮岡神社か）
7. 美濃国 伊久良賀の宮（岐阜県本巣郡栗南町居倉、天神神社あたりか）
8. 伊勢国 桑名・野代の宮（三重県桑名郡多度町下野代、野志里神社あたりか）
9. 伊勢国 河曲鈴鹿・小山の宮（三重県亀山市野村町忍山、布気神社あたりか）
10. 伊勢国 志志・藤方片樋の宮（三重県津市藤方、加良比之神社あたりか）
11. 伊勢国 飯野・高宮（三重県松阪市山添、神山神社あたりか）
12. 伊勢国 多気・佐々牟延の宮（三重県多気郡明和町山大淀、竹佐々大江神社か）
13. 伊勢国 玉岐波流・磯の宮（三重県伊勢市磯町、磯神社か）
14. 伊勢国 宇治家田・田上宮（三重県伊勢市桶部町家田、神宮御田あたりか）
15. 伊勢国 伊須々の河上・大宮地（三重県伊勢市宇治浦田町、内宮宮城）

※中世の『倭姫命世記』などには、このほか「淡海甲可の日雲の宮」や「尾張國中島の宮」を経たとか「菟原の宮造らしめて坐しき」などがあります。



倭姫宮御杖代奉賛会

入会のご案内

本会は、倭姫命のご神威を仰ぎ、ご神徳を崇び、報恩感謝の誠を捧げることを目的としています。「倭姫宮御杖代奉賛会」の活動趣旨にご理解賜り、本会へご入会頂きますようお願い申し上げます。

年会費

特別会員：10,000円 / 普通会員：3,000円

待遇

直会（春の大祭時 紅白の餅・秋の大祭時 大麻、清酒、紋菓）のほか、ぜんざい、御神酒、抹茶、鯉のぼり（春のみ）、福引（秋のみ）、特別会員用記念品（秋のみ）の授与もあります。また、奉賛会主催の行事、倭姫命の御巡幸地をめぐる旅行などに参加をしていただけます。

倭姫宮御杖代奉賛会の主な行事

- 皇大神宮並に倭姫宮ご鎮座をしのび、毎年5月5日及び11月5日厳粛なる大祭を行う。
- 会員相互の親睦と文化向上を計るために文化会その他を催す。
- 毎月5日午前10時月次祭を行い、会員の家内安全のご祈願をする。
- 敬神の念発揚のために毎年各地の神社参拝旅行会を行う。
- その他ご神徳宣揚に必要と認められる諸行事を行う。



倭姫宮御杖代奉賛会規約

- ◎名称
第1条 本会は倭姫宮御杖代奉賛会と称する。
- ◎目的
第2条 本会は倭姫命のご神威を仰ぎ、ご神徳を崇びて、報恩感謝の誠を捧げることを以て目的とする。
- ◎事務所
第3条 本会は事務所を神宮司庁内に置く。
- ◎組織
第4条 本会は倭姫命のご神徳を慕い、ご神功を景仰し、ご神恩に報いんとする者を以て組織する。
- ◎事業
第5条 本会はその目的を達せんため、下記諸事業を行うものとする。
 - (1) 皇大神宮並に倭姫宮ご鎮座をしのび、毎年5月5日及び11月5日厳粛なる大祭を行う。
 - (2) 会員相互の親睦と文化向上を計るために文化会その他を催す。
 - (3) 毎月5日午前10時月次祭を行い、会員の家内安全のご祈願をする。
 - (4) 敬神の念発揚のために毎年各地の神社参拝旅行会を行う。
 - (5) その他ご神徳宣揚に必要と認められる諸行事を行う。
- ◎会員
第6条 本会規約に賛同し、本会に入会せんとする者は別紙申込書により申込みのものとする。
- ◎役員
第7条 本会に下記の役員を置く。
 - (1) 役員 イ、会長 1名 ロ、副会長 3名 ハ、理事 若干名
ニ、会計理事 2名 ホ、監事 2名
 - (2) 任期 本会の役員任期は2ヶ年とし、総会に於てこれを選出する。但し重任を妨げない。
 - (3) その他 本会に名誉会長及び顧問参与相談役を置くことができる。
- ◎総会並びに役員会
第8条 本会は毎年5月定期総会を開き、事業及び会計報告、並に事業計画及び予算審議を行い、また必要に応じ臨時総会及び役員会を開く。総会及び役員会の招集は会長これを行う。
- ◎会計
第9条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
第10条 本会の収入は会費並に寄付金その他に依る。
第11条 本会の会費は、特別会員年10,000円、普通会員年3,000円とする。
- ◎付則
本会の連絡先は会長宅とする。

昭和62年6月
倭姫宮御杖代奉賛会

